

新規

# 横浜市排水設備指定工事店 新規指定の手引き [令和6年度]

書類作成前に必ずお読みください。

申請書に不備がある場合は受理できません。

★指定申請の前に、『横浜市排水設備指定工事店制度の概要  
について』を、必ずお読みください。

横浜市下水道河川局管路保全課

231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所30階 指定工事店担当

電話 045-671-2829

(R6版)

# 排水設備指定工事店制度の概要

排水設備が法令などの基準に基づき正しく設置されなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすばかりでなく、設備の使用者にも不都合が生じる可能性があります。

このため、排水設備の設計・施工に関する十分な知識と能力をもった工事店を市長が指定し、この指定を受けた工事店でなければ市内の排水設備工事を行うことができないとしている制度です。

## 目 次

I	指定申請手続きの流れ	1頁
II	新規指定申請の受付	2頁
III	指定申請に必要な書類	2頁
IV	申請書類の記入・添付書類	
	1 指定申請書〔第1号様式(1)〕	3頁
	2 営業所の平面図・見取図〔第1号様式(2)〕	6頁
	3 専属の責任技術者名簿〔第1号様式(3)〕	7頁
	4 設備・器材所有調書〔第1号様式(4)〕	8頁
	5 その他の添付書類	9頁
V	申請書類提出後の手続き	9頁
VI	責任技術者についての注意	10頁
VII	下水道河川局ホームページ	10頁

### ★ 手引き中の用語は、次のとおりとします。

- 1 「指定工事店」とは、横浜市排水設備指定工事店をいいます。
- 2 「責任技術者」とは、次のいずれかの者をいいます。
  - (1) 神奈川県下水道協会が実施した下水道排水設備工事責任技術者試験に合格したことを証する合格証(有効期間内のもの)の交付を受けている者
  - (2) 神奈川県下水道協会が実施した下水道排水設備工事責任技術者更新講習を修了したことを証する修了証(有効期間内のもの)の交付を受けている者

# I 指定申請手続きの流れ

## 1 指定年月日と指定申請の受付(詳細は、2ページ)

- (1) 新規指定の回数は、4回／年で、指定月日は、6月、9月、12月及び翌年3月の初日です。
- (2) 受付締切日は4月、7月、10月、翌年1月の指定した日です。
- (3) 申請書の受付場所は、下水道河川局 管路保全課 下水道普及担当(指定工事店担当)です。

**【注意】申請書類は必ず持参してください。(郵送による申請書類は受理しません。)**

## 2 申請から指定まで

### (1) 申請書類の受付

申請書類に不備がなければ、申請を受け付けます。

① 提出前に、申請書類の内容を再度確認してから提出してください。

※ 記入漏れ、不足書類や書類の有効期限切れなど不備がある場合は、不受理になります。

② 締切日より早めの申請をお願いします。

※ 書類の追加や修正を依頼することがあります。書類の修正や再提出等が間に合わないと、指定が次回(3か月後)になる場合があります。

### (2) 店舗調査・資格審査委員会の審査、指定の決定及び通知書の発送

必要に応じて店舗調査を実施した後、本市資格審査委員会へ諮問します。資格審査会により審査し、指定の可否についての答申を受けます。

① 指定が決定した工事店に対して「通知書」を発送します。

② 「通知書」に同封した納入通知書にて、必ず納期限までに申請手数料を払込してください。

### (3) 工事店証の交付

「通知書」で指定した日に必ずご来庁ください。排水設備指定工事店に関する「資料の説明」及び「工事店証の交付」を実施します

① 『資料の説明』: 指定工事店の責務、遵守事項及び横浜市における排水設備についての説明など。

② 『工事店証の交付』: 交付に際して、納入通知書の領収書部分のコピー及び受領書が必要ですので、必ずお持ちください。

### (4) 指定工事店の公告

指定した工事店を横浜市報に掲載します。

**【注意！！】**

**個人事業は、原則として「申請者本人」が「責任技術者」であることが必要です。**

## Ⅱ 新規指定申請の受付

### 1 申請書受付期間、指定年月日及び指定期間

	受 付 期 間	指定年月日	指 定 期 間
1	R6年4月12日まで受付分	令和6年6月1日	指定年月日～R10.10.31
2	R6年7月12日まで受付分	令和6年9月1日	指定年月日～R10.10.31
3	R6年10月11日まで受付分	令和6年12月1日	指定年月日～R11.10.31
4	R7年1月17日まで受付分	令和7年3月1日	指定年月日～R11.10.31

※締切日より早めの申請をお願いします。

※書類の追加や修正を依頼することがあります。書類の修正や再提出等が間に合わないと、指定が次回(3か月後)になる場合があります。

### 2 申請書の提出先

- ・下水道河川局管路保全課に必ず持参してください。
- ・郵送による申請書は受理しません。

：横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所30F

：下水道河川局管路保全課(指定工事店担当) 電話:045-671-2829



## Ⅲ 指定申請に必要な書類

### ◎指定申請書の各様式

申請書は、本市ホームページからダウンロードできます。(Word及びPDF)

- ① 排水設備指定工事店 指定／指定更新 申請書 [第1号様式(1)]
- ② 営業所の平面図及び付近の見取図 [第1号様式(2)]
- ③ 専属の排水設備工事責任技術者名簿 [第1号様式(3)]
- ④ 設備・器材所有調書 [第1号様式(4)]

### ◎添付していただく証明書等について

- 添付書類によって、『原本』、『写し』、『交付日から3か月以内』、『有効期間内』とそれぞれ定めています。
- 法人営業と個人事業主で添付書類が異なりますので、ご注意ください。

提出前のチェックに『指定申請に必要な書類一覧表』をお使いください。

(書類不備の場合は受理できません。)

## IV 申請書類の記入・添付書類

- ◎ 法人営業と個人事業主で添付書類が異なります。
- ◎ 添付書類の提出については、  
「法人・個人」の別と、「必須」=「○」・「状況により必要」=「△」、で表記しています。
- ◎ なお、個人事業は原則として、「申請者本人」が「責任技術者」であることが必要です。

### 1 指定申請書〔第1号様式(1)〕

[ 法人・個人:○]

#### (1)記入方法

ア 申請者欄 [住所・所在地、商号又は名称、代表者氏名]

- ・郵便番号、所在地、商号又は名称、「代表者」の氏名、電話番号、FAX番号、担当者氏名及び携帯電話番号を記入してください。
- ・「担当者氏名及び携帯電話番号」は、書類についての「問い合わせ先」を記入。

#### 【法人営業の場合】

- ・「代表者」は、「代表取締役」のほか、「支店長」や「営業所長」等の営業所を代表する者です。
- ・「代表者」以外の方を「申請書類の申請者」とする場合、  
⇒代表者からの『委任状』と代表者印の『印鑑証明書』を添付します。
- ・『委任状』と『印鑑証明書』については、3ページを確認してください。
- ・なお、「申請書上の申請者」が「代表者」であれば、代表者以外の方が来庁されて申請書を提出することについての委任状は不要です。

#### 【個人営業の場合】

- ・原則として「申請者本人」が「責任技術者」であることが必要です。

イ 神奈川県内の営業所の所在地の欄

- ・指定を申請する「営業所」の所在地、電話番号等を記入してください。
- ・本市からの通知等の連絡は指定を申請した営業所に行います。

#### 【注意】

- ・横浜市報に登載しますので、所在地は正確に記入してください。
- ・住居表示地区は(○丁目○番○号)、その他は地番(○丁目○番地○)で記入します。

ウ 商号又は名称の欄(神奈川県内の営業所)

- ・商号又は名称を、正確に記入してください。
- ・営業所名があれば、必ずご記入ください。

#### 【記入例】

- ・営業所の名称がある場合：○○設備 株式会社 △△営業所 など。

エ 指定番号の欄

・本市が指定しますので、記入不要です。

オ 備考の欄

- ・横浜市指定給水装置工事事業者(水道局)の指定を受けている場合、  
⇒指定番号を「横浜市水道局第〇〇〇号」と記入。
- ・横浜市指定給水装置工事事業者の指定を申請中の場合、  
⇒「横浜市水道局 申請中」と記入。
- ・神奈川県内の他の市町村で排水設備指定工事店の指定を受けている場合、  
⇒その指定番号を「〇〇市第〇〇号」と記入。

(2)添付書類

ア 『登記事項証明書』(会社法人用) \_\_\_\_\_ [法人:○]

- ・「3か月以内」の「原本」を1部 提出。
- ・横浜法務局で交付しています。
- ・履歴全部事項証明書 又は 現在全部事項証明書を添付してください。

イ 『委任状』及び『印鑑証明書』 \_\_\_\_\_ [法人:△]

【条件】

法人営業で、代表者以外の方(部長、課長等)が「申請書上の申請者」となる場合。

なお、「申請書上の申請者」が「代表者」であれば、「代表者以外の方が来庁され申請書を提出すること」についての委任状は不要です。

①『委任状』

- ・「3か月以内」の「原本」を1部 提出。
- ・様式は下水道河川局管路保全課にご請求してください。
- ・委任者欄の記入。  
所在地、商号又は名称、「代表者氏名」を記入、「代表者印」(※1)を押印。
- ・受任者欄の記入。  
所在地、商号又は名称、「受任者の役職・氏名」を記入、「受任者の印」(※2)を押印。

【注意】

※1 印鑑登録をした「会社」の「代表者印」です。「会社印(角印)」や代表者個人の「実印や私印」ではありません。

※2 スタンプ型印鑑(シャチハタ印など)は、不可です。

②『印鑑証明書』

- ・「3か月以内」の「原本」を1部 提出。
- ・委任状の委任者欄に押印した「代表者印」の印鑑証明書です。
- ・法務局で交付しています。

## 【条件】

申請をする営業所の所在地が、次の書類に記載されていない場合。

：法人営業 = 「登記事項証明書」

：個人事業主 = 「住民票」

- ・資料の「写し」を1部提出。
- ・資料は、公共料金の領収書、建物の賃貸借契約書、不動産(建物)の登記事項証明書など。
- ・添付する資料は、指定申請書の「申請者名」・申請する営業所の「所在(住所)」と記載内容が一致するものでなければなりません。※

## 【注意】

※申請書の「申請者名」と賃貸借契約書の「賃借人」が一致しないとか、と「申請する営業所の所在地」と不動産登記の所在地が一致しないなどの場合は、受理できません。

なお、看板等に所在地(住所)が記載されている場合は、その写真(3か月以内に撮影)でも可です。ただし、シール等簡易なものは不可です。

## エ 会社の『定款又は寄附行為』

[法人:○]

- ・「写し」を1部 提出。
- ・会社や財団法人の設立に際し、必ず作成する書類です。
- ・原本を「A4」にコピーして綴じてください。

## オ 代表者の『住民票』

[法人・個人:○]

- ・「3か月以内」の「原本」を1部 提出。
- ・「住民登録をしている市区町村」で交付しています。

## カ 代表者の『登記されていないことの証明書』

[法人・個人:○]

- ・「3か月以内」の「原本」を1部 提出。
- ・成年後見制度に関する証明書で、「代表者」が欠格要件に該当しないこと(成年被後見人でないこと及び被保佐人でないこと)を証明するものです。
- ・横浜法務局の戸籍課で交付しています。
- ・本局のみで取得が可能で、出張所では不可です。

## 【注意】

・交付手続きについては、法務局のホームページ、又は法務局へお問い合わせください。

・同証明書の交付申請書では、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」を選んでください。

・外国人の方は、申請書の「証明を受ける方」の氏名欄に本国名(漢字を使用しない外国人の方はカタカナ)を記入してください。

キ 代表者の『身分証明書』又は『誓約書』 \_\_\_\_\_ [法人・個人:○]

①『身分証明書』(日本国籍の場合)

- ・「3か月以内」の「原本」を1部 提出。
- ・上記「カ」の書類と同様、成年後見制度に関する証明書で、代表者が欠格要件に該当しないこと(破産者でないこと)を証明するものです。
- ・「本籍地の市区町村」で交付しています。

【注意】・自動車の運転免許証や勤務先の身分証明書等ではありません。

②『誓約書』(外国籍の場合)

- ・様式は下水道河川局管路保全課にご請求ください。
- ・申請書[第1号様式(1)]の申請者欄と同じ所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記入の上、代表者印を押印してください。

## 2 営業所の平面図・見取図 [第1号様式(2)] \_\_\_\_\_ [法人・個人:○]

### (1)記入方法

ア 所在地欄

- ・申請をする営業所の所在地を記入。指定申請書の「神奈川県内の営業所の所在地の欄」と同様に記入ください。

イ 建物所有者欄

- ・自宅の場合も必ず記入。賃貸の場合は、契約書の借借人の住所及び氏名を記入。

ウ 平面図・見取図欄

- ・営業所として使用している建物の面積を記入。
- ・平面図には接客や打合せをする場所、図面等書類作成場所及び電話の位置等の配置を明記し、寸法等を記入。
- ・付近の見取図には、最寄りの駅から「指定を受ける営業所」への案内ルートをわかりやすく記入してください。

### (2)添付『写真』

◎ 営業所の写真 \_\_\_\_\_ [法人・個人:○]

- ・営業していることが分かるよう、「3か月以内」に「カラー」で撮影したものを提出。
  - ：営業所の外観＝建物全体、看板、郵便受け、入口など。営業所名が分かるように。
  - ：営業所の内部＝図面等の作成スペース、接客場所、パソコン、電話機、コピー機等。

【注意】

- ・L～2L判程度の大きさの写真をA4用紙に貼付又は印刷してください(白黒は不可)。
- ・それぞれの撮影対象がよくわかるように撮影をしてください。
- ・写真が不鮮明などで営業状況が分からない場合は、指定が遅れることがあります。

### 3 専属の責任技術者名簿〔第1号様式(3)〕

[ 法人・個人:○ ]

責任技術者は、直接『指定の基準』にかかわります !!!!

◎指定工事店は、「専属の責任技術者」を1人以上選任することが、「指定工事店規則」の「指定の基準」で決められています。

◎責任技術者の「資格の失効」や有資格者の退職などで、「責任技術者」が不在となった場合は、指定工事店の休止や廃止になります。

#### 【 重要:責任技術者の選任についての注意 】

- ・個人事業は、原則として「申請者本人が責任技術者であること」が必要です。
- ・責任技術者は、神奈川県下水道協会が交付した有効期間内の『合格証』又は『修了証』を有している方が有資格者で登録ができます。
- ・責任技術者は、代表者や役員、従業員は「正規雇用」で、いずれも「常勤の方」の中から、選任してください。
- ・代表者や役員の親族であっても、「雇用関係を証明する書類」が必要です。
- ・また、「専属」である必要があるため、「他社」や「自社でも他の営業所」で責任技術者となっている方は、登録することはできません。
- ・なお、法人営業で「登録事項証明書」に役員などで「氏名」記載があれば、「雇用関係を証明する書類」は不要です。

#### (1)記入方法

##### ア 氏名・住所欄

- ・専属の責任技術者として登録する方全員を記入してください。
- ・名簿は、楷書で、フリガナを正確に記入してください。

##### イ 備考欄

- ・電話番号は、携帯電話等確実に連絡がとれる連絡先を記入してください。
- ・『合格証』又は『修了証』番号は、証書の右上に記載されています。  
:『合格証』の場合＝○○証第 G ○○○○○号([年度]証第 G[受験番号]号)  
:『修了証』の場合＝○○証第 S ○○○○○号([年度]証第 S[受講番号]号)

##### ウ その他

- ・横浜市では独自の責任技術者証は交付していません。
- ・責任技術者の資格には、有効期限があります。5年ごとに、「神奈川県下水道協会」実施の更新講習会がありますので、忘れずに受講して資格の更新をしてください。

#### (2)添付書類

##### ア 排水設備工事責任技術者の『合格証』又は『修了証』 \_\_\_\_\_ [法人・個人:○]

- ・「写し」をひとり1部ずつ 提出。「名簿」に記載した責任技術者全員です。
- ・神奈川県下水道協会が発行の有効期間内の『合格証』又は『修了証』です。

イ『雇用関係を証する書類』 [法人・個人:○]

・「写し」をひとり1部ずつ 提出。

・提出書類として、次のうちいずれか一つの「写し」を添付。

- ① 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ② 各種健康保険被保険者証(法人名等の記載があるもの)
- ③ 当該年度市民税・県民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)

法人で「登録事項証明書」に氏名の記載があれば「雇用関係を証明する書類」は不要。

## 4 設備・器材所有調書〔第1号様式(4)〕 [法人・個人:○]

**【注意】**

・指定工事店は、自ら工事を施工しなければなりませんので、工事に必要な設備・器材等を所有している必要があります。

### (1)記入方法

ア 営業所・事務用品欄

- ・営業所の建物等の内容について、もれなく記入してください。
- ・業務用の事務用品について、記入してください。

イ 倉庫の所在地・倉庫欄

- ・所在地は正確に、また倉庫が複数ある場合は複数分を、記入してください。
- ・倉庫の概要を、もれなく記入してください。

ウ 機械器具・その他の器具欄

- ・指定工事店として、工事施工に必要な設備、器具、車両等について、各項目に従い記入してください。なお、レンタル等で対応しているものは、該当箇所にその旨を明記してください。

### (2)添付『写真』

◎ 倉庫、設備・器材の写真 [法人・個人:○]

- ・「3か月以内」に「カラー」で撮影したものを提出。(白黒は不可)
- ・倉庫の写真は、状況が分かるよう下記のそれぞれを撮影してください。
  - ：倉庫の外観＝敷地・建物全体と、看板・郵便受け・入口など「会社名」等が分かるように。
  - ：倉庫の内部＝保管スペース等が分かるように撮影する。
- ・「所有調書」で記入した設備、器材、車両等の写真は、所有状況が確認できるように。

**【注意】**

- ・L～2L判程度の大きさの写真をA4用紙に貼付又は印刷してください。
- ・写真が不鮮明や器材の状況が分からない場合、指定が大幅に遅れることがあります。
- ・設備、器材、車両等は、まとめて撮影しても結構ですが、内容を把握できるように。
- ・レンタル等で対応する場合は、該当の器材等のカタログのコピーを貼付等してください。

- ◎ 横浜市の『指定給水装置工事事業者の指定書』
- ◎ 他の市町村の『排水設備指定工事店証』

**【共通の条件】**

- ・横浜市で「指定給水装置工事事業者」の指定を受けている場合
- ・県内の「他市町村」で「排水設備指定工事店」の指定を受けている場合

- ・該当の「写し」を1部ずつ 提出。
- ・多くの市町村の「排水設備指定工事店証」をお持ちの場合は、抜粋して3枚程度提出してください。

**IV 申請書類提出後の手続き****1 「資格審査委員会」の審査と店舗調査**

- ・提出された「申請書類」は、「資格審査委員会」により審査され、指定の可否が決まります。
- ・また、必要に応じて、「営業状況の確認」や「設備、器材等の確認」のため、「店舗調査」により営業所等を確認する場合があります。

**【注意】**

- ・書類の疑義や写真が不鮮明などにより、「不適合」になる場合があります。

**2 指定に関する通知文の送付**

- ・資格審査委員会での審査結果、指定工事店の「指定」が認められると、「指定月日」の「前月の中旬」ごろ、「通知書」をお送りします。  
例:6月1日が「指定月日」の場合は、5月中旬に「通知文」を郵送。
- ・「通知書」が届いたら、通知内容に従って手続を進めてください。
- ・「通知書」に同封した納入通知書により、必ず納期限までに手数料を払込してください。

**3 指定工事店証の交付**

- ・「横浜市排水設備指定工事店証」の交付は、「指定月日」の前月の下旬の交付日におこないません。(詳細は、お送りする「通知文」に記載されています。)  
例:6月1日が「指定月日」の場合は、5月下旬の「交付日」に交付。
- ・代表者の来庁が望ましいですが、ご都合が悪い場合は、代表者以外の責任者の方でも結構です。ご来庁の際は、時間に余裕をもっていただくようお願いします。

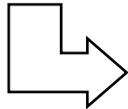


## VI 責任技術者についての注意

- ◎ 横浜市では、独自の『責任技術者証』は交付していません。
- ◎ 責任技術者「自身の資格」に関する問い合わせは、「神奈川県下水道協会」へお願いします。
- ◎ なお、指定工事店に関する問い合わせは、「横浜市」となります。

### 【こんなときは？】

- ① 責任技術者『合格証』又は『修了証』を紛失してしまった場合。
- ② 責任技術者(自身)の住所に変更があった場合。
- ③ 更新講習を受講せず(できず)、責任技術者の資格が失効してしまった場合。



「神奈川県下水道協会」へ至急手続きをする必要があります。

※神奈川県下水道協会ホームページ(<http://www.jswa-kanagawa.jp/>)に、必要な手続き方法等が掲載されています。詳しくは神奈川県下水道協会に直接お問い合わせください。

※神奈川県下水道協会 電話:044-200-2874

## VII 下水道河川局ホームページ

排水設備指定工事店に関する申請書、資料等は、本市環境創造局のホームページからダウンロードできます。

### ◎アクセス方法1

横浜市トップページ ⇒ 暮らし・総合 ⇒ 住まい・暮らし ⇒ 水道・下水道  
⇒ 下水道 ⇒ 下水道への接続 ⇒ 横浜市排水設備指定工事店制度

### ◎アクセス方法2

検索サイトなどで『横浜市排水設備指定工事店制度』検索

### ◎アクセス方法3

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasengesuido/gesuido/setsuzoku/koujitenseido.html>

